

平成26年知立市議会 9月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成26年9月18日(木) 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

明石 博門	中野 智基	神谷 文明	久田 義章
池田 滋彦	川合 正彦	中島 牧子	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
企画部長	加古 和市	協働推進課長	野村 裕之
企画政策課長	堀木田純一	総務部長	岩瀬 博史
総務課長	水谷 弘喜	安心安全課長	高瀬 季治
税務課長	三浦 勝幸	会計管理者	鈴木 健一
監査委員事務局長	平野 康夫	教育長	川合 基弘
教育部長	石川 典枝	教育庶務課長	池田 立志
学校教育課長	伊藤 武男	生涯学習スポーツ課長	佐藤 豊
文化課長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係長	近藤 克好	議事係	野々山英里

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第45号 知立市防災会議条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第46号 知立市消防団条例の一部を改正する条例	〃
陳情第22号 憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書	不採択
陳情第27号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書	採択
陳情第28号 新聞の軽減税率に関する陳情書	〃
陳情第29号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書	〃
陳情第30号 愛知県私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第31号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃

午前9時59分開会

○川合委員長

それでは定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第45号、議案第46号、陳情第22号、陳情第27号、陳情第28号、陳情第29号、陳情第30号、陳情第31号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第28号の1件につきましては、趣旨説明の希望があります。まず、委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました、議案等の審査が終了した後にまいりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、陳情者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びいたしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は、委員長が指名いたしましたら、その場で立って行ってください。

それでは、知立市内新聞販売店会より提出されました陳情第28号の提出者岡野泰治さん、説明席にお座りください。

それでは岡野さん、陳情第28号の趣旨説明をお願いいたします。

○岡野泰治氏

まず私ですが、長田というところで中日新聞の販売店をやっております。先ほど名前が出たとおり岡野と申します。

まず、本日はこのような陳情説明の場を与えていただきまして、ありがとうございます。本日は、私が経営しております中日新聞だけではなく、関連する毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞と、全ての新聞社を代表してここに軽減税率

の陳情の御説明とお願いをさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、皆様よく御存じの新聞なんですけど、その新聞ですが、国の内外で日々起こる広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見、論評を広く国民に提供することによって、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与しています。ちょっと正確な報道と言いつつ、こないだ朝日新聞の誤報等もありましたけれど、その辺はちょっと御愛きょうということで、ですが、そういうこともあったにもかかわらず、多様な情報手段が非常に登場している今日においても、新聞に対する信頼度は非常に高く、世帯当たりの普及率は約9割と高い水準に達しております。新聞は、食料品などと同様に生活必需品として根付いています。

これは新聞に対する社会的評価に加え、世界に類を見ない個別配達システムにより、全国どこでも新聞を容易に購読できる機会を実現している結果でもあります。こうした新聞の社会的役割と新聞購読の特徴が相まって、日本の誇るべき文化となり、日本の民主主義が西洋並みの高い水準を維持し、発展させる要因になっています。

西洋の各国ですが、付加価値税、日本の消費税と同じようなものですが、こういったものがありますが、付加価値税は、新聞に特別な措置をとっています。西洋各国の付加価値税の標準税率は8%から27%ですが、新聞に対する税率、各国の税率を申し上げますと、ベルギー、デンマーク、英国、ノルウェーがゼロ税率です。軽減税率としては、フランスが2.1%、スイスが2.5%、ルクセンブルクが3%、スペインとイタリアが4%、キプロス、ハンガリー、マルタ、クロアチアが5%、オランダ、スウェーデン、ポルトガルが6%、ギリシャが6.5%、ドイツ、アイスランドが7%、ポーランドが8%、エストニアが9%と低く抑えられています。

経済協力開発機構OECDですが、34カ国の加盟国のほとんどが新聞に対して軽減税率の適用をしております。お隣の韓国もゼロ税率となってい

ます。米国でも半分以上の州が売上税、セールスタックスを課していません。欧米諸国では、新聞にはゼロ税率を含め、軽減税率が適用されることが常識になっています。諸外国の新聞に対する特例的な処置は、新聞の言論、報道の公共性、公益性を高く評価し、言論及び文化の多様性を維持しなければならないという認識に基づくものです。知識には課税せず、新聞には最低の税率を適用すべしという認識は、欧米諸国ではほぼ共通をしています。

民主主義の主役は国民です。その国民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会などさまざまな分野の情報を、手軽に入手できる環境が必要です。新聞購読料に対する消費税率の引き上げは、知識への課税を強化するものであり、民主主義や文化の健全な発展を損なう懸念があります。今後とも国民が政治や経済、社会など、さまざまな分野の情報を安く容易に入手できる環境が重要です。また、話は少し変わりますが、近年、若年層を中心に活字、新聞離れが進み、読み書き能力、教養や常識の低下が問題になっており、国や社会に対する関心の低さが懸念されています。経済協力開発機構OECDが、15歳男女を対象に実施している国際学習到達調査でも、各国とも新聞を読む生徒ほど総合能力が高いという調査結果が示されています。

新聞は、日本の明日を担う次世代を育てるための生きた教材になっています。また、我々新聞販売店ですが、御存じのとおり、愛知県での地域高齢者見守り活動というのがありますが、これにも協力をしております。きめ細やかに張りめぐらされた新聞販売店網は、独居老の世帯に対する新聞がたまってないかという見守りとか、あと異変がないかといった防犯ですね、そういった社会的機能も果たしています。消費税率の引き上げは、所得の低い高齢者への負担を増すことになり、読者の減少は、ひいてはきめ細やかにめぐらされた販売店網を寸断し、目の届かないつくることとなります。

以上、御説明させていただきますが、新聞の高

い公共性と社会的役割を御配慮いただきまして、新聞購読料の軽減税率適用の実現を願い、御審議いただきまして、ぜひ政府に対する意見書を御提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○川合委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

○中島委員

御説明ありがとうございました。

こういった全国で今、皆さんの販売店の組織ということで、全国で取り組んでいらっしゃるということでしょうか。

○川合委員長

説明者、答弁お願いいたします。

○岡野泰治氏

こういった活動は日本全国、各市、県、町村含めて活動をしております。お隣の刈谷市では、昨年の12月に請願が通りました。ほかにもいろいろありますけれど、細かく説明するとなんで、一応、お隣だけということで。

○中島委員

ありがとうございます。

○川合委員長

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで陳情第28号の趣旨説明は終わります。

岡野さん、傍聴席にお帰りください。

○川合委員長

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託されました案件を議題といたします。

議案第45号 知立市防災会議条例の一部を改正

する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号について、挙手により採決します。

議案第45号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第45号 知立市防災会議条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号 知立市消防団条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

今回の条例の中で、機能別分団というものが新たに加えられるという、こういうことであります。本当に大災害ということが今大きな問題になっており、それに対する防災体制というものを強化するというのが喫緊の課題ということで、国のほうも大きな動きをして、こういう中で知立市も対応をされると、この流れというものは、大切なことだというふうに考えております。本会議でも相当詳しい質疑、やりとりがございましたので、この分団についての性格等については、相当の点が明らかになったというふうには思っておりますが、幾つかの点で伺いたいと思います。

前に代表者会議で資料をいただきました、それをコピーしていただいたわけですが、この役割はどういうものなんだということで、A4の紙を1枚、代表者会議資料ということで配付していただいたものがございます。で、この中でずっと書かれているわけですが、機能別分団の定義ということで、最初に従来の水火災の活動を主とした消防団活動以外に地域の防災組織と連携強化を目指すというのが1つの定義になっております。ここで消防団活動以外にというふうに書いてあります。この文章だけで言いますと、消防団の水火災の活動というものがあるわけですが、これ以外に連携等を目指すというふうになると、それも含むような表現になっているなということはこの書類によって感じたわけですが、これは本会議でもやりました、水火災の活動というものは直接的には一切行わないということでもよろしいですね。これ以外にと言うと、これもあってそれ以外にあるというような文章の表現になっているので、その点をちょっと御確認をいただきたいというふうに思います。

○安心安全課長

定義といたしまして、従来の消防団とはということで、水火災を挙げさせていただいております。今回提案させていただきました機能別消防団は、水防、火災については想定されていません。

○中島委員

これは、単なる代表者会議の中での説明文章ということですので、従来の消防団の活動ではなくということですよ。以外にと言うと、それも含むということの表現になります、文章的には。これは、代表者会議の説明ということですが、その辺をじゃあ具体的、いろいろな質疑の中で明らかになったわけですが、具体的にこれでなくてこれをやるんだというような、何か明確なものを残しておくべきではないかなというふうに思うんですが、その辺のものはどのように考えていらっしゃいますか。

○安心安全課長

ただいまお尋ねの任務の運用についてのお話を

させていただきます。大きく二つ、平常時と非常時というふうに分けさせていただいております。

平常時につきましては、もちろん消防以外の防災の知識の取得、講習とか研修を受けさせる。それから自主防災会の自主防災訓練に参加をする。それから、先ほどの防災知識の取得以外に、救急救命技術の取得を行います。そのほか、消防団の行事としては、入退団式、その他、出初めが考えられる程度でございます。それから、団員獲得の広報、PR活動については、積極的に活動をしていただきたいと思います。

非常時につきましては、先ほど言いましたように、水、火災以外ということで、大規模災害のときに出勤をする前提をしておりますので、避難所等の情報伝達、例えば避難所と避難所を結ぶような形を考えております。それから、当然消防団というのは、正規の消防団員は火災に出かけたり、救出活動に出ますけど、そのバックアップということで考えております。それから自主防災会と、各消防団が出かけた後の詰所を守る、いわば大詰めの感じで地域住民を守っていただける。それから、本会議でも総務部長が答えましたが、災害派遣で県外の協定市から応援があった場合は、まずは先遣隊で調査に臨むという体制を考えております。

○中島委員

今の話ですが、そういったものについては、どのような形で、これは書類的に規則とか、規則というか、いつも内規とかありますけど、そういったものを細かく明記したものをきちんと文章で残すということになっているんですか、そこを聞いているんです。

先ほど以外にというところの表現が間違っ、以外というのはそれも含むわけですよ。それを全く除いて、それではないということを明確に、以外にという、今もお話の中で以外が出てきたものですから、以外というのは、それも含んでということになってしまいますので、以外にこういうことを行くと、こういうもの以外にこういうことを行うというのは、これも行うこれも行うという、

これは国語の問題ですけども、そういうことで、今もちょっと以外が出てきたので、この辺は明確にしたほうが良いと思うんですね。だから水火災の活動ではなくという感じではっきりしないとわからない。ただ、そういったもの文章で何か残すというような形になるんですかということ聞いてるんですが。

○安心安全課長

現在のところ、その運用が事細かに決めてあるわけではございませんので、今おっしゃったことを参考にして、細かい明文はできないにしても、どの程度の活動ということは表示するようにしていきたいと思います。

○中島委員

運用ということの文章を箇条書きできちんと明記していくと、本会議の中ではあまり明確でなかったところで、今、救急救命士の資格を取るか、かね、平時言われましたかね。平時のときには、何もないときには、そういった資格を取ることチャレンジしてもらおうと。それから火災時はバックアップとして詰所に出かけるということですね、今のお話は。そういうこともあまりはっきりしなかったような気がして、私が聞き漏らしたかもしれないですが、確認ね。災害時のバックアップというのが1つは出てきたと、平時でも、詰所に出していく、火災で出た後のバックアップと言われましたが、そのあたりはどういう内容ですか。

○安心安全課長

中島委員の御質問の中で、大前提が抜けておまして、大規模災害があった場合ということになりますので、消防が火事があるたびに出かけていくことではないということと、それから今救急救命の資格と言いましたけれども、それではなくてAEDの使用とか、今通常の基本団員も全員毎年講習を受けておりますが、私ども市役所の職員もそうですが、そういう講習を通常の職員よりも密に行わせたいというふうに考えておるところでございます。

○中島委員

AEDの講習を市民向けに行う活動をするとい

う意味ですか、本人がするんですか。本人は十分しているでしょう、AEDの取り扱いというのは。

○安心安全課長

ただいま消防の資格を持っておる者が、例えば救急救命士を持っている職員が講習することは可能ですけれども、私たち一般職員とか業務隊員が受けるのは、あくまで受講をするということで、それがおおむね消防の推薦期間が2年間でございますので、2年をたつと、義務はないんですけど、なるべく更新をしてくださいということがありますので、できればそういう講習会を通常2年だったら2年間違いなく済ませる。そういうことを示しております。

○中島委員

2年でその講習切れてしまうので、断続的にきちんとAEDの講習を受けていくという、受ける側ですね、本人たちがね。私も議会も前に全員受けたんですけど、もう2年、期限切れということですね。これ2年ごとにやらないといけませんね、議会も。ということですね、これは議会の内部の話ですけれども、全員一斉に中央公民館で、以前に消防の方が来ていただいて、1人ずつ順番にやりました。何々さん、大丈夫ですか、から始めてね、全部手順をやりました。こないだ私も直接そういう目に遭いまして、一緒に立ち会ったという目に遭いまして、そのとき非常に不安だったということもありますので、やはり2年間で更新しながら講習を受けるといって今わかりましたけれども、そういったものにこの機能別分団員の方たちも受けていくというのが平時のときのものがあると。

それから、先ほどの非常時、大災害、大きな災害があったときに火災が起きたりしたときにバックアップをするんだという、そこに限定するというので、平時ではそういうバックアップ機能というものは一切やらないということですね。それはわかりました。

いろいろなことを細かく多分いろいろ出てくるかと思いますが、入退団式に出席する。出初め式も出席ですかね、そういった出席する。自主防災

の訓練に立ち会って一緒に指導するということね、こういうことがあります。これは、自主防災は、今、地域的に活動しているこういう訓練は、防災の訓練、総合訓練のときには、各町内が公園に集まって行きますけれども、市の指示に従って行っていますけれども、そういったときも想定しているのか、それから、町内が独自に行うときというのを想定しているのか。独自にやっていたらしゃる町内というのは、一体何町内ぐらい現在あるんだろうかと。全体でやっている総合訓練のときに集まってやるというのはほとんどのところがやると思うんですが、そうでなくて独自のプログラムで、牛田の防災の活動は非常に活発にやっていたらしゃいますよね。そういうふうにならしゃるときも機能別分団の方が出かけていくと。その辺の兼ね合いですね、防災総合訓練のときと、それからそうでないところの自主的な訓練と、両方あると思うんですが、どのぐらい想定してらっしゃいますか。

○安心安全課長

まず、総合防災訓練でどうかというと、そこら辺が訓練ですので、例えば職員としてどうしても抜けられない職種である場合は、当然訓練ですので、災害が発生した場面ではないので、当然、他の消防団員と同じで、全てを免除するものではありませんが、地元の各町内会で行う訓練ですけれども、それにはなるべく参加をしていただきたいということで、今、御質問の中に幾つぐらいあるかということも言われたんですが、それは正直な話、例えばうちに協力依頼があれば把握はするんですけども、独自にやられた町内もつい最近もありましたので、今担当が、各町内、自主防災会のほうに連絡をして、訓練がもしあるなら教えてくださいという調査をしております。当然そういうものを把握して、そちらのほうの自主防災会との両輪ですので、その訓練を主に参加していただければと考えております。

○中島委員

自主防災会の訓練に優先的に出ていくということではありますが、独自でやられる場合は、依頼が

あれば出向くと言われましたね、今。ちょっとわからなかったんですが、自主的に防災訓練の活動を活発にやっていたらしゃる地区はどのぐらいあるかということはわかりますか。

○安心安全課長

依頼があればではなくて、今想定しておるのは、日にちさえわかれば、その中でなるべく正規の消防分団も合わせて一緒に参加していただければと考えておるところです。

それから、訓練にどれぐらいあるかということにつきましては、先ほど言いましたように、全体を把握しておりません。今後、把握をしていきたいと思っています。ただ、これまでも依頼があったりそういう協力要請があった場合は職員が数名、私も含めて出かけておりますし、起震車の要望があればその時期に申し込みをして職員が行ったり、消防署員の、煙の部屋から逃げるといった訓練がありますので、そういうのと一緒に出かけたりというふうで、各町内会のほうには協力はしておるところです。

○中島委員

自主防災会というのは、町内の数ということでよろしいですかね。知立団地は1つになっているのかもしれませんが、自主防災会というのは、31町内会がありますが、基本的にあるという数でカウントしていらしゃると、自主防災会は、その辺。自主防災会の連合体の組織をつくりたいということで動きましたよね、市は。市全体で交流をしたほうがいいということで、その辺の内容は把握しているのかと私は思って質問をしていたんですけども、その辺をそちらのほうとしての把握状況というのを聞いてるわけですがね。

○安心安全課長

平成25年は10町が自主防災訓練をいたしました。それについては全て把握して職員も参加しておりますが、先ほど出た31町内会で訓練を独自に皆やっておるかという、やってみえないところもあるので、そこら辺は、今後、自主防災会連合会をつくりましたので、例えば、二つ、三つ、一緒に合わせてどうだとか、そういう今アンケートなり、

現地調査をしておるところでございまして、今後、1市ではちょっと体力がないわというところは、隣同士でやろうとか、そういう提案を今していこうと考えています。

○中島委員

自主防災会の数というものは、町内会の数というふうに基本的に見ていいですねということについての答弁はないんですね。

○安心安全課長

先ほど言いましたように、31町内会がございすので、31自主防災会が各自あるということです。

そのうち、昨年訓練をしてうちが把握して参加したのが10町ということです。

○中島委員

連合会についての今の状況はどのようになっていますか。

○安心安全課長

昨年の6月に念願の連絡協議会ができて、1年目はどういうふうにかかすかというのはなかなかわからなかったもので、昨年末ぐらいからNPOのほうにも委託しまして、なるべく、今と言う実力のあるところを調査、ヒアリングして各町内会の訓練も見れる範囲で見せました。

ことしも現在委託をしまして、もう既にかかなりの数調査をしまして、総会までに実態報告とそれから先進と言うんですかね、訓練を一生懸命やってみえる町内についての発表会を行っていきたくと。その状況をまた皆さんに広報誌みたいなものをつくって知らせたいところから始めていきたいと思っています。

○中島委員

31の自主防災会があつて、去年の6月に連絡協議会を立ち上げた。平成25年の暮れにNPOに依頼して調査してもらったと。どんなような実態なのか、先進事例などをまとめて今度の総会で発表するところまで今答弁いただきました。

この総会はいつですか。

○安心安全課長

総会の定時の時期は決まっておりません。とりあえずこの年末、もしくは年が明けて早々に開

きたいなと思っております。その時期が一応各町内会の訓練が一通り終わる時期ですので、それを推しはかって考えております。

ただ、総合防災訓練についての御協力の依頼について、また臨時で開いて、いろいろ説明を周知、徹底をしたいと考えております。

○中島委員

これは基本的に31町内の代表が全部、連絡協議会には参加する、加入したと、こういうことになっているのでしょうか。それとも自主参加でしょうか。

○安心安全課長

まず31団体は皆さん連絡協議会に参加をされて了解を得ております。それから総会、もしくは臨時総会を開くときには、地元の区長イコール自主防災会の代表であるともあれば、別に数年にわたって自主防災会のそういう長をやってみえるところもありますので、できましたらということですが、2名以上御参加くださいというふうに御案内差し上げております。

その辺については、もっとたくさん参加したいと言われる町内会もあると聞き及んでおりますので、もう少しふやしてもいいのかなと思います。実際的にも出席の人数も30人ということはないですね、各町内会は必ず1名は出ていらっしゃるという報告です。

○中島委員

自主防災会も大変地域によって温度差があって、またできる環境というものもいろいろ違っているということなので、一律にこういったマニュアルでやりましょうというのは、なかなかならないというふうに思いますし、自主が付くわけで、自分たちのできることを、自分たちに必要なこと、そういうことを町内で話し合っていくと。今、町内と言いましたが、防災会が独自に別個組織であるということであれば、その別個組織でということになりますが、別個組織になっているというのは、今は幾つの団体があるかわかりますか。

○安心安全課長

具体的にずっと名前が出るのは牛田町の町内会

ですが、ほかはちょっと今手元に資料がありませんので、後ほど調べて御報告します。

○中島委員

牛田町の場合は、コミュニティ活動のいろんな助成の事業もたくさん受けているという中で、こういったものも徐々に積み上げられてきたのかなというそんな感じもいたします。こういうものを今後どういうふうにするというのは一律にはいかないというふうに、ただ、今回の条例との関係で、機能別分団員というものが、こういったところの訓練が行われるという日程がわかれば、その都度参加していただくということでもいいですね。

それが先ほどの自主訓練への援助ということになると。相当の回数ということになっていく可能性もありますね。総合訓練そのものについては、これには値にしないということでしたか。先ほど総合訓練は云々と言われましたけれども、自主防災会の訓練支援という活動とはまた違うものなんだと、防災総合訓練の場合には、その団の支援という活動には当たらない、また違った活動として参加するということになりますか。

○安心安全課長

地元の自主防災会に協力するのは、機能別分団が最初ではなくて、そもそも基本分団が自主防災訓練にもポンプ車を持って参加したり、いろんな消防署とも協力して今までもずっとやってきていることですので、ある意味、小型動力ポンプを備えてみえる町内会もありますが、その操作を遅滞なく行うような訓練については、本来は機能別ではなくて基本分団の署員が指導していくものだと思います。

ただ、実際に先ほど言いましたように大規模災害で招集されたときには、詰所にはもう消防団はいないということですので、そこへ行っていただいて消火活動を手伝うということになると、まるっきり消火活動をしないというわけではないんですが、そのときにリーダーシップを示していただければというふうに考えています。

○中島委員

ちょっと違う、全然答弁が違うので、防災の総

合訓練のときに、機能別分団が参加するというそういう規程になってるかということを知ったんですよ。

○安心安全課長

すみません、ちょっと誤解していました。

訓練のときには、先ほど言いましたように参加できる職員も限られてまいりますし、参加できる方がまだどれぐらい集まるかもわからないので、理想として言うなら、訓練に当然参加していただきたいんですが、定員がどうなるかも今ははっきりわからないので、そこらへんは理想として受けとめていただければ、参加もさせていきたいと考えています。

○中島委員

そんな全部まだ募集してないんだから、今までのが全部チャラになりますでしょう、そんな話したら。できた際にはどうするかということは今議論してるんで、集まるかどうかわからないので、行くかどうかわからないなんて話を今したらぐちゃぐちゃになってしまうんですよ。自主防災の訓練の支援を今また詳しく述べていただきましたよね、基本分団ももちろん当然行く、そのまた援助みたいな形で一緒に行くと、いない場合にはまずまず活用ということはわかりますけども、総合訓練のときの位置づけということで聞いたわけですよ、総合訓練の位置づけということで。これも一応運用ということが明文化きちんとされていないんですが、それも参加するという前提のものであるというふうに理解してよろしいか。

○安心安全課長

先ほど、一番冒頭のほうで説明しました、非常時には当然自主防災会の住民支援というのを項目に挙げておりますので、訓練についても参加させるつもりであります。

○中島委員

そういったものを具体的に今聞いたのは、基本的な報酬がありますけども、1回につき2,000円のお金を支出していくという、こういう決まりが明確になっていますね。だから、どういうところに出ていく、これが2,000円に相当するという、

具体的な予算の話になるんですね、これは。今、予算が出ているわけじゃないですよ、もちろん。そういう根拠になるわけですよ、こういう出ていく機会がこれだけあるから、2,000円掛ける分団員の数で何回の出勤かなという、これが予算の根拠になっていくわけですよ、来年度。だから、こういうのに参加するのか、参加するののかとこう聞いたわけですよ。総合訓練も参加するというようなことで、それもカウントしていくと。30人の方の2,000円掛けるいろいろ、いろいろと、出勤する事案があると。非常時というのは当然あれですけども、平時の問題としてはこういうものがあるんだということを今お聞きしたわけですね。こういうものについては、1回2,000円という、こういうことでいいですね。

○安心安全課長

1回にカウントされて、それは基本分団員も同じですので、1回2,000円というふうで考えております。それから先ほどの町内会と別組織があるかという、現在把握しておるところでは、上重原町と牛田町の2町が報告されております。

○中島委員

平時のときはそういった内容、例えば今言いましたAEDの講習を受けるというのはどうなりますか。

○安心安全課長

それも当然1回にカウントするつもりであります。

○中島委員

講習を受けて、こういう方たちは講習を受けるけれども、指導するという立場にはなれないということですね。自主防災会でみんなでちょっとやってみようかと言ったときの指導というのはできないと。それは広域連合のほうから職員に来ていただいて、それを準備したりということはいいんでしょうけれども、AEDの指導は直接は訓練の中でもできないと、こういうことですね。

○安心安全課長

原則論ですけれども、今AEDを指導するのは局ですので、知立消防署の協力を依頼して職員を派

遣してもらおうというのが通常のAED講習です。

○中島委員

わかりました。もちろん直接いろんな災害時に
出会えば直接やろうということで、リーダー的な
役割を果たすということは、講習を受けた方たち
が行う、それは責務になっていくだろうというふ
うには思いますが、先般、知立団地の公園の中で
AEDを使うということが実はあったんですね。
結局お亡くなりになってしまったんですけども、
朝ラジオ体操をやってるメンバーが発見して、み
んなで救急車もちろん通報して、すぐそばにはA
EDがない、でも5分ぐらいで救急車が来ました
けれども、AEDが5分であるかどうかというこ
とと、救急車が5分で来るかどうかという、救
急車のほうが非常に心強いわけですので、来ても
らってやったんだけど、それまでは心臓マッサ
ージとかみんなで交代でやるというそんな直接体
験を私も初めてして、残念ながら皆さん助かった
らよかったのにねということで、だめだったん
ですけども、そういう経験がありました。

だから、講習を受けることは大事だし、救急車
がすぐ来てくれることももっと大事だしという
思いながらやりましたが、AEDの講習を受け
ていただいて機能別分団の方たちの腕を上げて
いただいて、いろんな災害に出会った際に、いち
早くそれをやっていただけるという体制をやっぱ
りしっかりとっていただくということが大事だな
と思いますし、それを講習を受ける際には、きち
と2,000円のお支払いをして受けてもらう、責
任がちゃんとある立場なんだよということで、公
的なもので講習を受けていただくということで、
こういうことが明らかになりました。

それから非常時の場合ですが、非常時、特に広
域的な支援を必要なとき、他市の協定を結んで
いる市町が大災害に遭ったというような場合は、
いち早くまずは先発隊として機能別分団の方たち
が飛んで行くと、そのときの装備はどれがいいか
という議論がありましたので、ヘルメットとベスト
だけではいかんじゃないかと、これは当然のこ
とですよ、おかしいですよ、これは。向こうへ行

ったらものすごいことになってたと、そういう中
で自分の運動靴で行っちゃったと、ヘルメットも
なかったと、そんなことはあり得ないわけで、多
分自分でもそういったものは装備して出かけられ
ると思う。それは公費でやっていくべきだと思う
んですね。まず、これいろんな具体的な支援とい
うことの中で議論があったんですが、これはその
とおりじゃないですかね、課長も同感していただ
けますか。

○安心安全課長

持って行く装備のうち、個人装備の件の御質問
ですよ。それについては、今回提案させていた
だいた中に、必要に応じて基本分団員と同じよう
な安全靴もしくは作業衣、それからヘルメットの
ようなものは、できましたら装備していきたいん
ですが、何分、まずはそこまで必要かどうかとい
う議論がありまして、必要に応じてというふうに
提案させていただいております。

○中島委員

必要に応じてということはどこに書いてありま
す、そんな。どこでしたかね。これ以外に必要
に応じて、参考資料のほうで、別表第4というこ
との説明、第19条の説明ということでありますよ
ね。ここの機能別分団被服貸与表として、ベスト、
アポロキャップ、そういうふうに書いてあるので、
それしか読み取れませんでした、それ以上にと
いうのはどこに書いてあるんですか。

○安心安全課長

消防団の規則を一部改正する規則という、参考
資料で御添付させていただいておりますうち、下
から4行目に、第19条第1項中、団員または分団
には基本団員または基本分団にはに改め、被服を
次に、機能別団員には別表第5に掲げる被服及び
市長が必要と認めた被服をというふうに加えさせ
ていただいております。

○中島委員

市長が必要と認めるということですか、問題、
今言われたのは。

○安心安全課長

はい。

○中島委員

これどんな条例にも書いてある。もう少しこれは基本的なところで、ヘルメットが必要かどうかというのは市長が特別に認めるんだそうですよ、市長。そんな大それたことですか、これは。市長が判断しなきゃならないような、おかしいですよ、これは。安全靴もヘルメットも市長にかかっているというようなことで、本当に活動の制服とかそんなものは違うと思いますけれども、安全に活動ができる最低限のもの、これは何が必要だと思ってますか。

○安心安全課長

自身の経験も踏まえまして、まず下から長靴もしくは靴の底に鉄板が入っているようなもの、ボランティアで行ったんですけれども、あとは手袋、軍手、それからヘルメットです。最低その3つは要るかなと思います。

○中島委員

軍手というのまでここに書くかどうかわかりませんが、このぐらいはきちんと明記する形で、ヘルメットなんか特にね。それから安全靴、今、長靴の底に鉄板が入ったものもあるというふうなお話で、長靴も必要になるのかなと思いますが、基本団員のほうの安全靴、運動靴、靴については、この2つが書かれておりますよね、これは長靴も入っているんですか。

○安心安全課長

入っております。

○中島委員

ということですね。運動靴1足、安全靴が1足となっているので、長靴がどこに入るのかなってちょっと疑問も感じるわけですが、全体にわかりにくいなこれはという感じがいたします。

それが真冬に行くものなのか、真夏に行くものなのか災害時はわかりませんよね。だから、全部装備しなさいというふうにはなかなか言えないというふうには思うんです。だけど、先発隊でばつと行くとき、これ1台の車でいきますよね、これには四、五人乗るんですか。四、五人乗るとしたら、四、五人分のある程度のヘルメットは常備

そこに置いとくと。個人貸与ということじゃなくてもいいかもしれない。ヘルメットぐらいはみんな要ると思うんですね、防災訓練出るのにみんなかぶるでしょう。みんなかぶりますよね。ただ、ばつと先発で出ていくときには、まず第1は市の職員の消防団のOBが先発隊になりますよね、本会議でいろいろ聞いておりましたら。年齢もあるので、何年前に卒業したかそれはちょっといろいろあるかもわかりませんが、そういう消防団のOB、市の職員の中のOB、これが先発でまず行って情報収集をしていくということで飛んでいきますよね。その飛んで行くのに、家に帰って何か持ってくるのかということできないので、ただ、そのところに基本の先発隊の分については、車の中に常備しておくぐらいのそういうこともいいんじゃないかなとこんなふうに思いますが、いかがですか。

○安心安全課長

一般質問のときに車両の御説明をさせていただきました。その車両の中に何人乗れるかはちょっと答えわからないんですけれども、最低4人として、その4人の装備のうち安全のものについては派遣させる義務がありますので、ヘルメットなりそういうものについては装備をして、車両に装備をさせておきたいと思っております。

○中島委員

車両の中の装備という話がありましたが、その中にそういったものを確実に入れると。靴はサイズがあるので、その辺がね、長靴ならばある程度ファジーでもいいと思いますけれども、そういったこともいろいろ検討してやっていただきたい。こういった場合、出ていくとき、装備の話はそういうことで、市長、市長が必要と定めるということになっておまして、でもこれは一々そのときに定めるんじゃないくて、今の段階で基本はこうなんだということをもう少しこれは豊かに装備していただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか、市長。

○林市長

今、中島委員のおっしゃるとおりですね、先発

隊で行ったときに向こうの方に迷惑がかかるようじゃいかんわけでありまして、こちらの職員も安全に先発隊として任務が果たせるように、それなりのものは完備をして出かけていく、それは基本であるというふうに考えております。

○中島委員

ということで、別表を直してもらえということですか、それは。別表をこのままで、後とはそのときそのときでやるということなのか、あまり明快な答えではなかったんですけどね、立場はわかりますので、考え方もわかりますが、その上でこの装備はアポロキャップとベストというこういう表記を前面に出して、その他は市長が定めるというやり方でよろしいでしょうかということ言ってるんですね。これは規則のところですので、もう少し的確に直すことも条例本文ということもないので、直すことができるというふうに思いますので、その点は修正していただけないかなということをお願いできますでしょうか。

○安心安全課長

機能別分団の団員とまるっきり同じ装備はちょっと加重になりますので、今言われた部分については、一度持ち帰りまして検討して、何が要るかというふうに挙げさせていただきたいと思います。

○中島委員

基本分団と機能分団の役割は違うので、装備も違ってよいと私も思います。精査して、この規則の中で明らかにしていくような変更をしていたらどうかというのが問題なんですね。それをお願いしたいということですよ。これ活動そのものを表明する装具になっちゃうんですよ、これだけのことでいいのと、これだけの活動してくればいいのかということになっちゃうんですね。こういう布製のアポロキャップとベストだけって、知立市から来ましたってことがわかるだけで、うろろうしてたけど足に釘が刺さっちゃったと、頭ぶつけちゃったというようになって、市長がおっしゃったように迷惑かけちゃったと、そんな装備で行ったら大変迷惑ですよ。それは最初からこの機能別分団をつくるというその精神からいったら、ここ

が象徴的に足りないですよ。というふうに思いまして、規則の変更ということを私は求めたいと思います。ぜひこれやっていたかないと、来年の4月からですので、今議会の規則これで通ったら、議決じゃないですからね、これは。まだ間に合いますからね、間に合いますよ、ちゃんと見直しをして、4月のスタート時点では、こういう装備を持った団員を置くんだということを修正していただくと、規則については。条例はいいですよ、それぜひやっていたかたい。いいですか、ちょっとそのことをきちんと後で答弁いただきますよ。

関連するのと言います。非常時で出かけて行って、これは1回2,000円というふうに当たるのか、これはどういうことになるんでしょうかね。泊まりになったと、向こうで。泊まりになって、延べ48時間以上50時間だとか、そんなような時間帯も要したというようなことになったときの費用弁償はどうなりますか。

○安心安全課長

費用弁償のうちとそれから災害に行ったときにどういうふうに保障とか、けがしたりとか、そういうことも含めですかね。

○中島委員

けがじゃない。けがではない、お金。

○安心安全課長

それにつきましては、県外派遣の場合は市の職員と同じ、同等に扱って、派遣手当ということでそのお金を払っていきたくと思います。費用弁償とは別の金額になります。お金はちょっとそれじゃあ後でお知らせします。

○中島委員

1回幾らというものと、全く別立てでこれは費用弁償するということになりますか。災害で派遣した、先発隊で行ったという場合、遠くまで行けば1回幾らの2,000円、とてもそんな仕事じゃないですよ。遠くまで行くんですから、下呂まで行くとか、向こうで丸一日かかると。午後発生したと、すぐ行くと、泊まりになって次の日もかかったと、こういうことが想定されるわけでしょう。そういった場合、けががあった保障は団員と同じ

こと書いてありますよ。だけど、費用弁償そのものはどうなるのかということちょっと聞いているわけですが、1回2,000円ということを別にというのを聞いているんです。どうなりますか。

○川合委員長

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○川合委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁。

○安心安全課長

先ほどのお金のことでございますけれども、本来、災害で派遣された場合は、要請をした側が払うというのが基本の取り決めでございますので、派遣された側のお金についてちょっと把握しております。ちなみに知立市が派遣を要請したときには、30日以内の期間については、3,970円とかそういうふうに条例で決まっております。正式には知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例のほうで決まっております。

他市にもし行ったらどうかということについては、もっとお時間をいただいて確認をしなければならない。ちょっとお時間いただければ。行った先でお金をいただけるのが幾らかということについては、各市でそれぞれ条例があって決まっていますので、それについてちょっと今把握していません。

○中島委員

そうすると、要請がなければ行かないんですね。

○安心安全課長

相互応援協定の中にそういうふううたっておりますが、要請があった場合に行くというふうに決められております。

○中島委員

わかりました。で、その場合は要請されていくわけだから、向こうから要請費用として、1日ですか、これ。3,970円。

○安心安全課長

知立市の場合はですね。

○中島委員

知立市の場合はね。向こうはわからないよということですけども、来ていただいたときに、遠くからはせ参じて来ていただくと、栗東市から来ていただくというふうな感じのときに、1日3,970円。それは、24時間丸々夜中までずっと常駐しなければならないような状況になってもこの金額と。1日ですね、これは。なるほどね、それが高いか安いかわかりませんが、市の職員であれば基本的には給料をもらっているわけですから、普通の要請の場合、市の職員も水道課が行ったり今も行ってるじゃないですか、建築関係の方が東日本に今も1人行っていらっしゃる。そのときの普通の給料は知立市役所が払う。そして行ってる先でさらに幾らかわかりませんが、向こうの場合、現在はね。逆の立場だと3,970円を基本給の上に乗っけるという、こういうことですね。

機能別分団員の場合は、非常にボランティアなので、年間で非常に安いですよ。年間で今回出て1万5,000円。団長が1万8,000円というふうなことであると。そういう方も基本的に同じような考え方でいくということになりますか、機能別分団員も。そういう考え方でいくということになるんですか。

例えば知立市が派遣しますよね、向こうの方はそれが機能別分団員であれ、市の職員であれ、来た方にはこれだけ払うという条例で金額を持っているということでしょう。誰がこれを、どういう人格の方が派遣されてくると、同じ金額ですよ、こういう意味ですよ。多分、機能別分団という概念がないときにつくった条例ですよ、それは。ないんですよ、だから給料がある人が別途それでいただくというものと、機能別分団員というのは、そんな給料をほとんどもらっている人じゃない人が丸々行くわけですよ。なので、ちょっと安いというそんな感じもするんですが、これは例えば行けば知立市としては2,000円を1回2000円ですから、1日が1回かそれも同じことに

なるのかもしれませんが。1日1回2,000円と、これと相手からいただくそのお金と合わせて御本人が受け取るという、こういう形になりますか。

○安心安全課長

はい、それで結構です。

○中島委員

今言ったように機能別分団ができたというのが今回初めてだし、そういう中で相手からもそういう人が来るかもしれないという中で、その金額でいいのかということもちょっと検討課題ではないかということをお私に思うんですが、どうなんでしょう。その辺は検討されたんでしょうか。

○安心安全課長

先ほど言いましたように、災害派遣手当に関する条例の中で決められておるものを準用するというふうに考えております。

○中島委員

ちょっと心が通じてないんだけど、だったらそういう場合には、1回2,000円じゃなくて、1日、2日、3日とつながるような調査が必要などときには、1回2,000円で3日で6,000円だと。こういうのじゃなくて、じゃあこちら側で応援協定は触らなくてもよしとして、こちら側で機能別分団員が遠地に派遣される場合のその費用についてはこうだよというような、時間のことも勘案してもいいと思いますが、そういった配慮もいるんじゃないでしょうか。遠くまで何日も拘束されるようなことになった場合も、1回イコール1日イコール2,000円と、こういう概念だけで大規模災害のときの活動をお願いするというのはあまりにも心配ですよね、申しわけないですよね、という私の感想なんです、そういった検討はやらなかったという、あまり想定してなかったという、こういうことでしょうかね。

○総務部長

まず申し上げておきたいのが、まず先発隊として情報収集という形ですので、情報収集したら直ちに帰ってくるということなので、長期間行った際に長期間向こうに常駐するということはないです。基本的に1日ないし2日の間で帰ってくると

いう形を想定しておりますので、おっしゃられるように長い期間要るということになると、別の議論になりますけれども、短期で情報収集したら直ちに帰ってきて向こうが求めている状況を伝えて本体が行くという形になりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○中島委員

1日か2日でも2,000円でいいのということを検討したかということですよ。だって講習を受けて2,000円でしょう。自主防災の牛田町やられるので行きますと言って、行って一緒に午前中使うで2,000円でしょう。それと遠くまで行くのと同じでいいのかということをお聞いているんですよ。そこはちょっと問題じゃないかということをお言っている。

○安心安全課長

金額の多寡を言うのと、基本別分団以外の基本分団の団員ですけれども、彼らも当然危機があったり、ある意味では命をかけてるところもありますが、それでもやっぱり同じ額ということで、それを情報収集に行く者が遠くへ行くからということでは比較にならないので、基本分団員と同じと考えております。

○中島委員

基本分団員と同じだと言われた、待遇が同じだということ。

○安心安全課長

そうです。

○中島委員

待遇も、基本の人も遠くへ行っても1日2,000円だよ。消防団がだっと思ったということの経験はあまりわからないけれども、機能別の場合は、直ちに情報収集ということで行く可能性が高いですよ。行った後、じゃあ今度は基本分団員が応援に行くんだと、こういうことですか。基本分団員は、災害協定の中で行くんですか。

○安心安全課長

消防団のほうは、条例で所轄する区域以外には派遣はできない決まりになっておりますので、その後、消防団員が出ることは今の情勢の中ではあ

りません。

○中島委員

だから、何が一緒だからいいと言ったのかわからなかったんですね。これは2,000円で行ってくるのは基本も同じだからというふうな言い方されたので、活動が全然違うでしょうということを、市外には出てはいけないんですもんね、基本的に。やむを得ない場合は、基本団員ですよ、市外の活動の場合は基本的にはやらないですよ。行ってみたら市外だったからやめたとかそういうことはしませんよ、行ってみたら火災が極めて知立市に近いところで市外だったと、やめたって帰ってくるわけじゃありません。そういうことじゃなくて、基本は市内だと。だから遠方には行かないんだというここははっきりしてるでしょう。フアジーなところを言ってるんじゃないですよ、遠方と市内と。だから、災害協定のところに送らないと今部長おっしゃったじゃないですか。でしょう、送らないんですよ。首かしげてますよ、課長は。不一致ですよ、ちょっと。送るんですか、送らないんですか。基本ですよ、基本分団員ですよ。

○総務部長

通常の基本団員、これについては、災害地に派遣するという事は考えておりません。それと、今委員のおっしゃることは、いわゆる費用弁済を今後どうしていくかということになります。というのは、今回まず費用弁済については、手をつけておりません。機能別分団を創設をしてやっていこうということで、報酬はもちろん条例なものですから、まず定めないといけないということと、費用弁済については、消防団の処遇改善、全体にかかわることにもなってます。したがって、現在、私ども知立市の費用弁済が1回の出勤、全てどんな場合でも2,000円ということで、火災の鎮圧とか、警戒ですとか、教育訓練ですとか、いろんな行事に参加する場合も一律2,000円という形になっておりますけれども、他市の場合ですと、ほとんど一緒ですけども、碧南市や高浜市の場合については、訓練なんかの場合は、通常の金額と違う金額をお支払いになっています。

そういう問題もございます。

それと、新たに今回機能別分団を創設したことによって、初めて限定的に大規模災害があった場合には、災害相互応援協定の市に派遣をして情報収集活動をするということを設けました。ですから、議論の中で、通常の消防団員含めて、全ての団員の処遇改善という面からすると、他市ですと、費用弁済が、刈谷市が2,100円、安城市が3,100円、碧南市は1,800円、高浜市も1,800円ですけど、知立市は2,000円ということで、その中で言うと、中位なんですけれども、安城市が若干突出して高いということと、いわゆる交付税の算定の中では1回7,000円ということで算定をされています。ですから、それからするとこの辺は比較的その辺が低いということで、そういった処遇改善も含めて、今後、全体で検討をさせていただきたいというのが1つ。もう一つの課題としてあるわけです。そういった中で、いわゆる今回初めて県外への派遣の情報収集活動というカテゴリーを新たに設けるわけなんで、それについては、おっしゃられるように別の算定があってもいいというのは議論の俎上にのぼることだと思います。今、現段階では挙げてありませんけれども、今後、消防団員の費用弁済、処遇改善を全体を協議する中で、その辺については検討またしてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

全体の処遇改善が大きなテーマになっているので、その見直しのときに、改めて、今回はまずはつくるとことだけを中心に出したんだということではなかったもので、それは納得いたします。

今ちょっと御披露いただいて、消防団員の支払いについての交付税の算定が7,000円とおっしゃった。それが知立市は2,000円なので、もう少したくさん出しても交付税の算定に入るじゃないかと、当然ですよ。これ全国的な平均で何かありますか、そういう資料というのは。この近辺は低いねという話ですよ。その辺はどうなんでしょう。交付税算定が7,000円だというときには、多分全体に高いということが想定されますよね。わ

かりますか、少しは。

○総務部長

ちょっと全国の動向ですとか、そういったものは私どもちょっと把握しきれてないんで、その辺も今度情報を収集する中で考えてまいりたいというふうに思います。

○中島委員

消防団に支払いする保障は、広域連合を通じて支払うということですね。広域連合のほうの経費の負担の中に消防団の給料を払う。この金額を広域連合にお渡しして、そして向こうから支払うというこういう形を今とっておりますね。負担金の中でそれは明らかになっております。そこで向こうでは皆各市違うなと思いつつながら広域連合は支払っているわけですよ。各市の金額が違うなということで支払っている、これが現状で、やはりこれを上げてくれという議論は各地でもありますけれども、それと支払い方という問題も広域連合の中でもばらばらと。直接本人に全部支払う方法をとらないとか、碧南市なんかは全部払うとか、そういう払い方も違うということになって、少しその辺は見直したほうがいいんじゃないかということもありますが、全体的に処遇改善と。全国的な調査も行っていただいて、処遇改善ということでやっていただくと。その中で1回2,000円というこの派遣、それから機能別分団の方たちが今言ったような全体としては低い金額の中で派遣されるので、ここところは厚くするべきではないかと、こういうものも1つの視点として総合的に処遇の改善をすると、こういう方向でよろしいですね。

○総務部長

まさにこれは昨年の12月に法律が制定されました、この7月に中間答申が出ているわけなんです、その中でも総務省のほうは、消防団員の処遇を改善することによって減少傾向にある消防団員の減少に歯どめをかけたいということと、非常に消防団の活動というのが市民の皆様のボランティア精神に支えられている。それに支えるためには、一定程度の見返りがやっぱりすべきだろうということで、報酬に関しても見直しを図ってほしいだ

とかいろいろな要請が来ております。今後もそういった、まだ中間答申なものですから、最終的なまた答申が出ると思えますけれども、最終答申も見ながら、今後も消防団員の活動に関してのバックアップ、処遇の改善は必要な都度、適宜やってまいりたいというふうに思っております。

○中島委員

それは4月の募集に間に合うような形でやれるものかどうか、3月議会ということになります、最終的なことで言うと、そこまで処遇改善ということ、全般的に急がなきゃいけないと思うんですよ。最終答申が出たらというふうな形を言ってらっしゃる、答申ですかね、これ。最終答申が出たらとおっしゃってる。これいつ目標で出るとかその辺の情報はどうなってますか。それがあまりに遅いようだったら先にやっていいと思うんですけれどね、どうなんですか。

○総務部長

まだ中間答申が7月にしたばかりなものですから最終的なものはもう少し先、恐らく年度内ですとかそういうふうになるかと思えますけれども、まだ具体的にいつごろ最終的な答申が出るかということはちょっと把握しきれておりませんが、いわゆる喫緊の課題ではあると思っております。それが3月にできるかどうか、これはまたいろんな状況があるものですから、周辺各市の動向も見ながら知立市として、防災を担当する者として判断してまいりたいというふうに思っております。

○安心安全課長

先ほどお尋ねの今の議論の前提でございますが、県下の順位表が今手元に来ました。県下の消防団の費用弁償ですね、それによりますと、県下の中で今消防団が49団体ありまして、知立市の費用弁償の額は順位で申しますと18位で真ん中より上ということで、そこらへんを御認識くださればと思っております。

○中島委員

18位として認識したらそれは高いなということをお考えということですか。18位は高いと49のうち18位だよと、たくさんあげてるんだよという認識

を持ってという課長そんなようなイメージで私は、ただ、愛知県全体が低いんだということを問題にして国のほうがもっと処遇改善をと、今、実態をお知らせいただいたので、それはそれでありがとうございました。できたら、それはだっと一覧表の紙をいただけたらもっとうれしいですね。後ほど全委員に配ってください。

7,000円という地方交付税では消防団員は7,000円まで交付税の算定の根拠にしますよということを行っているわけだから、今2,000円を急に7,000円にぼんと上げるかどうかそれちょっとわかりませんが、その範囲だったらいくらでも5,000円にしようが、答申がどうだろうが、その範囲であれば全然心配なく上げることができますよね。全然心配いらない。一挙に1万円というのは私もどうかという私わからないので、皆さんのお気持ちもあるだろうし、これだけこつこつ今までやってきたというものとかけ離れるということがどうかということもあるかもしれませんが、国のほうは少なくとも2,000円じゃなくて7,000円までいいよというふうに言っているんだから、それに追いつくための改正であるならば、3月議会で十分間に合いますよ。1万円にするとなるとちょっと間に合わないかもわからない。7,000円を飛び越えるような処遇改善をせよと言ったら間に合わないかもしれませんが、最終答申が交付税よりうんと低いところで出てきちゃうということは、私は今の時代ではあり得ない。処遇改善をなさいというのが前提にまず出ているわけだから、金額を下げなさいなんてことは最終答申で出てきたなんてあり得ないことです。

だから、今の段階で十分に段階的に上げていくんだということを前提にして、どのぐらいまで上げられるのかということはどうやれるはずですよ。それと機能別分団の場合は2,000円じゃなくてこうなんだと、特別にこうやるということ。機能別分団と基本分団と、この交付税の算定というのは、そういうところでまだ明確ではないんですね。今の段階では置いてないんだから皆さん、スタートしてからそれが発生するかなというふうに思い

ます。だから機能別ということ想定していないでその7,000円というのがあると、現在、ということだと思うんですよ。ですから、それは基本分団の方たちの金額の問題、そして機能別の場合は特別に遠くまで危険なところに行くと、危険手当だってほしいようなところへ行くわけだから、当然のことながら、そこは基本と変えた形での遠距離の派遣というのに対する手当は設けると、こういう基本だけは、考え方は今ここで同意していただけますでしょうか。市長いかがですか。

○林市長

中島委員のおっしゃられることもよくわかります。また普通交付税の基準財政需要額が消防団が7,000円というふうに総務部長が申し上げました。1つ、私の考え方もちょっと違うと申しますか、私の考え方は、消防団員というのが、公務員でありますけれども、生活を生業、その消防団ということをもってして生活費をとすることは、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、私も、消防団、私も若干でありますけれども経験があるんですけども、幾らもらえるから消防団入ろうとか、そういう動機の中で消防団員というのは、いらっしゃる方は少ないのかなというふうに考えています。

中島委員が幾らにしたいという、その基準として交付税の7,000円というのが今出てきたわけでありまして、なかなかお金を7,000円にする。私も1回でということで、例えばAEDの講習にも2,000円、また遠方にも2,000円、これは基準としたらやはり志と申しますか、心意気と申しますか、御本人の地域に対する思いがそういう行動にさせる、行動していただけるということを私は期待をしたいわけでごしまして、お金を高くするからどうぞお願いしますという形じゃなくて、やはりできれば知立市のために、また地域のために、日本のために、またよろしく願いしますという形で消防団員に御活躍をいただきたいというのが私の考えでございます。

○中島委員

ボランティアでやってくださいよという、お金

一銭も要らないじゃないですか、だったら。今、こうやって報酬を決めてるから問題にしているわけで、本当にボランティア精神だけでやるなら何にもいらないでしょう。出す以上、その方の基本的な活動に対する援助をしようということがあるからやっているんじゃないんですか。ボランティアだから何も要らないと、遠くへ行こうが、講習を受けるときであろうが、同じでいいんだとこういうふうに受け取れましたよ。そういうことですか。私は少なくともとさっき言ったのは、基本とそれから遠方に行くときの保障はちょっと変わってもいいんじゃないんですかと言ったんですよ、そここのところは市長は同じでいいとおっしゃっているんで、総務部長どうでしょうね、同じだと。

○林市長

ちょっと中島委員のほうに私の思いがちょっと違ったふうに伝えられて恐縮でありますけれども、やはりたくさんのお金を差し上げるということは、支出をさせていただくということは大事なことでありと考えておりますけれども、私はそうしたお金をあげるといふこと以上に、やはり志と申しますか、心意気というのか、そういうことにやはり期待をしたいなというふうに考えております。やはり公務員でございますので、ボランティアではございません、公務員でございます。ボランティア精神というのは当然ながらより大きく持っていたら公務員ということで考えておるわけでございます。

○中島委員

総務部長どうですか。ボランティア精神、いいですよ、公務員はみんな一般の市民よりボランティア精神を強く持てと、それはいいですよ。私たち議員もそういうつもりですよ、報酬がゼロでいいという、こういうことになるかもしれないね、そうなるよ。そういうことではないと、今の基本と機能とこれやはり遠距離行くときについて、平時はいいですよ、同じで、遠くまで行く場合はどうだということ、そこはやはり少し厚くしなければならぬんじゃないかと、こここのところを私は提起して、処遇改善の中で加味すると部長はお

っしゃっているんだけど、それを何か心意気、心意気とおっしゃって、処遇改善をする気があるのかなのか、さっぱり市長の答弁ではわからない、こんな今気持ちですよ。何をそんなに逆らっているのかな。2,000円が給料じゃないんだから、これで生活する人いないでしょう。そんなことはわかりきってますよ。なおかつボランティア精神でやろうという人を募集するわけですよ、遠く行くこともあるよというようなこともあって、遠くに行く場合には、自分自身のいろんな装備も、さっき言った装備以外に自分も着がえを持って行ったりいろんな準備も要りますよね、食費も持って行かなきゃいけないかもわからない、そういったことからすれば、当然講習会へ行くのと向こうへ遠くへ行くのと違って当たり前じゃないかということをおっしゃって、処遇改善の中にその視点はきちんと入れてください。市長ははっきりお答えにならないんですが、部長、責任持ってやってください。

○総務部長

市長がおっしゃったことも基本的な理念という形で私も捉えておまして、別段、今後消防団員の処遇改善に取り組まないとおっしゃっているわけではなくて処遇はもちろん改善するんだけど基本的な理念として、消防団員はそういう貴重な心根で持って参加していただきたいということだと思います。いずれにしても、今後、これは知立市だけの問題ではございません。総務省のほうは、全国の市町村に対して、処遇の改善をなさよということをおっしゃっていらっしゃるわけで、国としては、それに対して各自治体がどのような答えを出していくかというのは、それぞれの自治体に投げかけられたわけですので、こちらのほうでまたそれぞれ考えることであると思います。ただ、地域のバランスということもございまして、知立市だけが突出するようなことがあってはこれはまたならんと思いますので、周辺各市の動向等も踏まえて、それぞれがどういったスタンスで処遇を改善していくのか、消防団員の貴重な心意気に応えるためには、どういう形でそれに

応えて、さらに消防団員のモチベーション、いわゆるやる気が上がるかということも1つ考えるべきことだと思いますので、今後は、内部、また周辺各市とともに検討して、さらなる消防団員の活動の支援をしていきたいというふうに思います。

○中島委員

広域連合でみんな足並みをそろえたら本当はいいなというふうに私は思っています。広域連合でね、各市がみんなばらばらというのも広域連合がまとめて給料を払っているんですけども、そこが1つのポイントかなというふうに思います。100%一緒になるかどうかはともかく、やはりそここのところでの足並みをそろえていくというようなことが必要であろうし、改善ということを視点にその辺を検討してもらいたい。国のほうの処遇改善という大きな投げかけがきちっと出されている、こういう中でありますので、ちょっと先ほどの答申と言っていますけれども、正式名称をちょっと言っただけですか。その正式名称を言っただけで、市長、その答申をしっかり受けていただきたいということをお願いしたいと思います。

○総務部長

これは、昨年の臨時国会の中で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防団充実強化法と言っておりますけれども、それに基づいて、この平成26年7月3日に総務省、消防庁のほうから消防団を中核とした地域防災力の充実強化のあり方に関する中間答申ということで答申がされております。さまざまな委員、専門員も含めまして、10数名の委員で議論をされて答申がされたということで、これはあくまでも中間ということなので、最終的な答申がまたいずれされるというふうには思います。

○林市長

消防団員の皆様方が働きやすい環境をつくっていききたいという思いはございます。総務部長が先ほど申し上げましたこと、全く私と同様でございますので御理解いただきたいと思います。

○中島委員

同様ということでぜひ進めていただきたいと思います。そして、今の見直しというのをできるだけ早くお願いしたいということと、先ほど問題してます装備の問題、これも規則のところでもう少し明確にするということも合わせて、きっちりともう一回精査していただきたいということをお願いいたします。その点でもいいですね、担当のほうは。

○総務部長

装備品に関しても、いわゆる市長が特に定めた場合とかそういうふうで解釈するというのは私もあまりそれは禁じ手だと思っておりますので、それは本当にのびきならない状況に限られてますので、それを乱発してしまっただけはいかんもんですから、少なくとも車両に同乗できる人数の部分については、車両に装備をするということを検討して、これ規則なもんですから、これは大変申しわけない、議会の同意があるわけではございません。規則なので、内部で検討して対処できるところについては対処してまいりたいと思います。

○中島委員

そうしてください。規則で議会には出てこないで、条例が出てきてから今回出てるんだけどね、出てこないで、それはきちんと資料として議会のほうに報告をお願いいたします。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中野委員

先ほど中島委員も言われておったんですけど、被服対応品ということですけど、やはり災害派遣されるときに、こういう装備でちょっと心もとないというのは、行く身として非常に感じるところであります。ぜひ行政として責任を果たすということで、こういう規則に明文化していただく、ぜひお願いいたします。

次に、この機能別分団の任期というのは何年というのを想定されておる、どういうふうに運用していかれるかお願いいたします。

○安心安全課長

機能別分団については、特に定年、消防団もそうですけども決めてはおりませんが、おおむね他市の機能別消防団の状況を見ますと、70歳を目安にしておるところが多いでございますので、その辺と考えております。

○中野委員

すみませんでした、ちょっと言い方悪かったですね、任期ですね。基本分団員ですと任期4年というのがあると思うんですけれども、それが1つの要するに目安になると思うんですよね、それについて、機能別分団員はどういったことが規定されておる、もしくは想定されておりますでしょうか。

○安心安全課長

失礼しました。基本団員と同じふうと考えております。

○中野委員

そういうふうな運用上そういうふうに行っていく、規程はしていないということですよ。運用上、1つの4年で目途とするということで、わかりました。

次に、この機能別分団員というのは、消防団OB、また市職員がメインということですよ、これでまた質疑のときに先輩議員が、その他、学生、女性の団員募集のことも検討されたという結果報告あったんですけれども、これ外国人というのは検討されたんでしょうか。

○安心安全課長

機能別分団については、外国人という想定はしておりませんが、基本分団でも同じような問題が提議されたことがありました。当面それを今見合わせるという方向で今きていますので、私どももそういうふうな方針に沿って、当面、世の中の事情とか方針がまた変われば当然ありますが、今のところは考慮に入れておりません。

○中野委員

この基本分団員というのは、要するに総務省が定めたというか、全国統一的なというか、ある意味、確立的なルールに則って、全国どこでも一緒だよと、そういう活動するよ、同じ格好で、同

じ動作で、同じ任務、そういったことでやるというのが原則だと思うんですね。それで、こういう地域分権とか、また地域のニーズそういったことに対応させるために機能別分団というこういう機能を提唱されておる1つの理由だと思うんですね。

我が知立市というのは、第二分団の分団長をやっておりましたが、第二分団管轄においては、特に外国の方が多い、また知立市は外国人の集住率が県内で1位ということで、そういった現実がありますよね。私も分団長をやって、もしも災害起きたときに、これって避難所とか、避難誘導とかどうしたいんだろうなと真剣に考えておったこともありました。また機能別分団員の役割というのが、知立市において災害が起きた場合というのは、避難所での支援とか、自主防災会が行う行動の支援というのがメインだと思うんですよ。やはり地域に合った、地域ニーズに満たすという意味でやはり機能別分団員に外国人、女性というのも当然ですよ。女性、外国人、機能別分団員だからこそ、女性と外国人を参加していただくと、これ重要だと思うんですけれども、いかが思われますでしょうか。

○安心安全課長

実際にどうだと言われますと、まず消防団の1つの組織であると考えておりますので、消防団OB、もしくは市役所職員で消防の経験もあればというふうに想定はしておるんですが、それ以上に例えばボランティア精神とか、先ほどあったそういう常備の消防には参加はちょっと遠慮するけれども、そういうことと言われる方が実際にあれば、国籍条項とかそういうのは消防団の中にはないので、そこらへんは当然団の中で検討をして、そこで話をするべきだと考えますので、ここで参加させるというふうには、ちょっと今言質できないと思います。

○中野委員

市長も以前から外国人消防団員、その当時は基本分団員しかなかったわけですけども、外国人のことも検討されたことがあるかと思うんですけれども、今のお気持ちはどんな感じでしょうか。

お願いいたします。

○林市長

外国人の皆様方には、やはりこれから安心安全な地域づくりということで、消防団員に参加をしていただきたいというのは今も変わりません。事あるごとに消防団、とりわけ外国人集住地域を抱えている消防団の方、そして団長にも外国人の消防団員について考えていただきたいという旨のことを申し上げてきております。まだまだいい子がいればねということで、以前までは基本的にはあかんという消防団長等々の役員のお答えでありましたけれども、最近はいいい方がいればなということで、少し前向きにというか、いいかなというふうに考えております。やはり日本人でもそうであります、外国人でもそうであります、本当に地域を守るというそういう意識の強い方であれば、私は外国人の方入っていただきたいという思いがございます。

いずれにしても、しかしながらこれは市が私が探すというよりは、やはり地域の消防団員の皆様方が、たまたま外国のお友達がいて、この子いい子だからぜひということで、そういった方が消防団に入っただけだとコミュニケーションもとれますし、地域の方々の理解も高まるというふうに思うわけでありまして、私は、機能別消防団員に外国人というよりは、むしろ基本消防団のほうに外国人にまず入っただいて、そしてゆくゆくは消防団OBとして機能別消防団に入っただくということ、また合わせて、別に今回の機能別は大きく二つであります。自主防災会連絡協議会の連携、そして防災協定を結んだところの先進隊という大きな二つの柱という機能を持った機能別消防団でありますけれども、そのほかの機能をつくった、例えば女性だけの機能別消防団、下呂市も立ち上げておるわけでありまして、またせんだって申しあげました栗東市、森林組合がみんな消防団員になっているということで、これも森林を守るための機能別消防団になりまして、また外国人地域を守る機能別消防団というのもまた機能別消防団としては考えれることかなというふ

うに思いますけれども、やはりまず私は基本消防団員に外国人の方が入っていただきたいなというふうにまずは考えております。

○中野委員

私としては、まず機能別分団員として活動をして、その実績で基本分団員に入るのかなとも思ったわけですが、基本的に基本分団員OBが機能別分団に入っていくというのは、基本そういった考えで市長のおっしゃられておることかなと思ったんですけども、機能別分団員から、例えば、ああ、やっぱり消防団でしっかりやりたいなという、そういったステップアップとして機能別分団員から基本分団員に席をかわるといふか、そういったことはよいということでしょうか。

○安心安全課長

例えば消防団に入ってみて、それが講じて衣浦消防局のほうに入られた方も何人かみえます。当然同じようなことですね、機能別分団の活動が物足りないということがございましたら、それは市長の申しますとおり、機能別以外の基本分団に参加していただくのはぜひと思っております。

それから、先ほどの中で外国人の方がまず消防団員というよりは自主防災会の訓練に参加していただいているので、そちらのほうもぜひということで地域の自主防災会の区長にもお願いしているのですが、なかなか参加していただけないと、そういう現状もございますので、できれば自主防災会、そして機能別という順を追っていききたいかなというふうに考えております。

○中野委員

続きまして、この災害が起きた場合の初動時というのは、機能別分団員というのは、やはり市の職員が行くというのが前提の上で運用していくということでよろしかったでしょうか。

○安心安全課長

大規模災害に限定を言いますと、一般質問、質疑等でもありましたけれども、市の対策本部に所属するという命を一応受けておりますので、私どもの対策本部でその行動について指示をして行動をしていただくと。初動で各自に散らばると

いうふうには考えておりません。

○中野委員

つまりは、市の職員がまず行くということか、それとも時間になったらいる人で行くというか、そこら辺の基準、要するに、初動ってすぐ行かないきゃいかんという、効果が発揮できんというときあると思うんですよね。市の職員がまず行くとした場合に、非常時というか、非常配備の編成とかあると思うんですよ、また防災計画によって各担当によってそれぞれ役割があるかと思うんですけども、そこら辺の体制というか、職員に対する指示という、その指示がこういうときはこっちが優先です。そういった計画というのはもうできておるものなのではないでしょうか。

○安心安全課長

ちょっと御質問の内容が、市の職員というのがちょっとよくわからない。機能別団員というふうに受けとめているんですかね、そこがちょっとわからないんですけど。

○中野委員

失礼しました。

○安心安全課長

協定市に派遣のとき、わかりました。

当然、先ほど言いましたように対策本部から命を受けて派遣をされます。その派遣の対策本部の所属につくというのが防災協定の基本でございますので、そこで言われたこと、それから状況調査を合わせて行ってもらうというふうを考えております。

市の職員かと言いますと、質疑のときにも返答いたしました、3個班に分けて、1個班を県外派遣のまず対象にするということで、それが市の職員であったり、消防団のOBというふうにご考えておりますので、まずは要請が来て、要請が来たら派遣させるというので、直ちにそこで初動で飛んで行っちゃうということはありませんので、市の要請が来て、市のどこへ行けという命令が来てから行きますので、一応待機という形になります。

○中野委員

ということは、要請があつてから当然行くということだと思うんですよね。そういった場合、例えば同時多発的に起こった、ここも起きたけど、あちらの例えばどこどこ市と具体名挙げちゃあかんんですけど起きた場合に、そういった場合も行くのでしょうかね。派遣はされるのでしょうか。それは状況によるのでしょうか。

○安心安全課長

ちょっとシチュエーションがよくわからないままお答えしますが、まずは、第1は、要請がないといくら大規模災害、例えば南海トラフでどうこうとか、相手の事情がどうこうってわかっても、例えばこちらからどうだという話はもちろんしますが、要請のやりとりがないと動けないというのが、まずは1番の縛りですので、あつた段階から、例えば6つの協定市のところへ行くというふうになりますね。例えばそれが同時多発で幾つかあつた場合はどうするかというのは、当然市の対策本部なり、本部長やら市長が決定して、次の班とか、二つに分けるとかというのは、市の職員もまた別箇で組むとかいうふうになります。

実際に派遣されるときには、即消防とか自衛隊とか警察みたいに出るということではなくて、どこへ行ってどういう準備をしてという待機命令がまず最初に出ますので、消防のように、そこへきゅつといきなり装備を持って行くということは先ほど来ちょっと口がうまく説明ができなかったんですけど、それから行くということです。即行かないということです。

○総務部長

ちょっとお答えのほうは上手にできてないです。大変申しわけないですけども、現実問題として、協定市の中で大きな災害があつて、派遣要請があつたとすると、それに速やかに答える必要があります。速やかに答えようと思うと、体制を直ちに立てて派遣ができるということになりますと、機能別消防団でも市の職員を中心した班が直ちに編成できる、お応えできるということで、通常のその他の消防団OBの方たちですと、それを集める

のにやっぱり若干時間がかかります。現実問題としては、やっぱり市の職員の消防団OBが中心となった班が行かざるを得ないということが挙げられるものですから、まずはそこを考えると、それ以外の時間差がある中で、さらに派遣する必要がある場合については、その他の消防団OBで編成した班も考えますけれども、現実問題としてはそういう形なると思います。まずは、市の職員で構成した班が行かざるを得ない。それじゃないと、現実問題として速やかに相手からの要請にお答えすることができないということで御理解いただきたいと思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○神谷委員

本会議の質疑でもありました、今も議論がありましたけれども、機能別消防団、市役所の職員の方、そして消防団のOBの方がこれ想定されているというふうにお聞きしておりますけれども、知立市には防災ボランティア連絡会というものがございまして、その方たちを対象に考えられたのかということをお聞きしたいと思います。

メンバーには女性が半分ぐらい占めておられて、中には防災ボランティアコーディネーターの資格を持っている方、NPO愛知ネットに所属している女性もおられると。リーダーは、愛知防災リーダー会で活躍をされている方、エキスパートの方ということでもありますけれども、この辺の方たちを対象に考えてはいかがと、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○安心安全課長

お尋ねの防災ボランティア等の団体は別途にございます。実際にその方たちを対象にしているかということにつきましては、対象としておりません。あくまで、市の情報収集をする目的でそこでボランティアが必要となれば、それはそちらの団体のほうに連絡をしていきたいというふうに考えております。

○神谷委員

今対象とされていないというふうに言われてましたけれども、この方たち多くのボランティア経験があって、中越地震、東日本大震災、三重県の土砂災害、兵庫県、広島県の土砂災害なんかにも参加されている方です。非常に経験を積んでおられる方でございますけれども、そういう経験を積んだ方を利用しない手はないというふうに思うんです。防災協定を結んでいる市が、災害が起こったときに、先発隊として偵察隊として行くということをおっしゃっていただけたけれども、相手のニーズも今までの経験で非常にわかってみえると思うものですから、ぜひ防災ボランティアの方も公募の対象にさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○安心安全課長

防災ボランティアだから入るということは、御本人が個人のこういう活動でということは拒むものではありませんので、その中で防災にボランティアに必要な情報を集められるのは、それは可能ですけれども、その機能別分団の中にそのために入れるというふうには考えておりません。

○神谷委員

それということは、じゃあ一般に公募してその人が別に応募しても構わないということですね。それでは、しっかりその方たちにちゃんとそういうものが公募してますよというのが伝わるという手だてをぜひお願いしたいというふうに思います。以上です。

○安心安全課長

今の御趣旨はわかりましたので、募集の際にはその辺が詳しくわかるように書かさせていただきます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号について、挙手により採決します。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第46号 知立市消防団条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時56分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは陳情第22号 憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○中島委員

私はこの陳情に対して賛成の立場で意見を述べたいと思います。これは知立市の行政を進める上で、基本的な姿勢を求めるところで、国へ挙げる陳情とか意見書とかそういうものではありません。知立市に求める基本的な姿勢を求めると、こういうものでありまして、中身は4点あるわけがあります。

今、地方分権ということで市の体制をしっかりと確立していかなくやならないという課題、それから前段にいろいろ書いてありますけれども、さまざまな課題というものが山積している中で、知立市がしっかりと行政を進めるという立場で1つ目には、民間より低い初任給の引き上げを初めとして、職員が安心して公務、公共サービスに

従事できるよう賃金労働条件を改善してくださいとあります。これは一般論で細かい数字が出されているという問題ではありませんけれども、一般論としては、やはりしっかりと働く皆さんの環境を整えていただきたいと、改善してほしいという内容であります。

決算の中でも人件費、義務的経費の中でも人件費が昨今では下がってきているという状況もあるわけでありまして、次の問題にもあります正規から非正規という形のところもどんどんふえている状況があります。やはり必要なところはしっかりと正規の職員で事務を進めるということの観点を私どもも一貫してこれまでも求めてまいりましたけれども、そういった立場での問題を指摘をされているわけでありまして。これも当然のことだと、やみくもに非正規にするということは、市も考えてはいないと思いますけれども、この辺をやはりきっちり抑えながら行政をやっていただきたいという問題。

それから民営化、民間委託は行わないでくださいと書いてあります。知立市で言う一番大きなのが給食センターかな、民間委託で大きく一番やったのはそこかなという感じはいたします。民間委託という問題はさまざまあります。これもむやみに広げていただきたくない。給食センターの場合についても、やはり中身が不明瞭不透明さというものがあまして、十分細かい審議がこの議会の中でもしにくいというそういうものになってきております。ですから、大事な仕事を、市がやるべき仕事を民間にどんどんというそういう姿勢、スタンスはやめていただきたい。私どもも一貫して求めていることであります。

4つ目が、防災対策の強化ということでありまして。南海トラフ、地震等に備えて防災計画を見直して、高齢者、障がい者、子供など、住民の安全な避難など、こういったことを強化してほしいということでありまして。当市も防災会議の本会議の条例審議の中でも、福祉避難所、これも課題であるということが確認をされておりますが、これがまだまだ具体化されないという問題があります。

全国でもおおよそそうだろうということもありまして、やはりこれも陳情の防災の重点となって出されております。これらは市がこれから進めていく上での基本線として大事に受けとめてもらいたい、そんな思いで私は賛成するものであります。

以上です。

○川合委員長

ほかに御意見ありませんか。

○中野委員

それでは陳情第22号につきまして、市政会を代表して不採択の立場で発言させていただきます。

この陳情書の1番、特に4番の防災対策強化につきましては、異を唱えるものではございません。ただ、しかし、この2番、3番、特に3番について、近年、社会の変化が非常に速い、そして行政サービスは迅速で的確なものが市民からは求められると、そんな中、行政の役割と求められる成果を明確にした上という条件つきではあります、民間が担うことができるものは民間に委ねていくということは賛成であると私は考えております。

なお、地方自治法第2条第14項、また地方財政法の第4条の第1項には、要旨としまして、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと、行政が、地方公共団体は。こういう基本なものが規定されております。そんな中で、この行政部門の徹底した効率化、また経費削減を実現するということは、私たちの住む知立市にとって喫緊かつ重要課題の1つとなっていると私は考えております。

また、これまでこういった問題を解決するために、本市におきましても業務のアウトソーシングや指定管理者制度が導入、実施されてまいりました。それぞれの質の維持向上や、経費の削減に一定の効果を上げてきておるとそういったふう感じておるところでございます。このことは、やはり民間の創意工夫を活かすそういったことにより、限られた財源の中で公共サービスの質の向上をさせることができるというのではないのでしょうか。こういうようなことから、陳情第22号につきましては、不採択とさせていただきます。

○川合委員長

ほかに御意見ありませんか。

○明石委員

それでは、陳情第22号に対しまして不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

冒頭、この陳情者は、医療と介護を改悪するなど、また労働者派遣法を初めとした働くルールの改悪、また、さらに自衛隊の海外での戦争参加に道を開く集団的自衛権の行使容認の動きなど、問題が山積していますと述べられておりますが、到底私どもがこれは受け入れられることではありません。

この賃金労働条件を改ざんするということがあります、これは平成25年地方公務員給与実態調査結果、これはラスパイレス指数によりますと、106.9ポイント、地方公務員が国家公務員よりか6.9ポイント多いという結果が出ております。これは総務省の発表したデータによるものですが、また、さらに平成22年、地方公務員、月収38万5,000円余に対しまして、民間が29万6,000円余という結果、民間におきましては41.3歳で勤続年数が11.9年、地方公務員に対しましては42.9歳で、21.9年とそれぞれ比較するところは異なっておりますけれども、そもそも民間と公務員とのさまざまな業職がある中で、それを一括りして単純にこれが比較するというは、到底無理なことがあるのではなかとと思います。

それと住民サービスの向上云々ということですが、知立市には文化会館だとか、また駅前駐車場などございますけども、適正に私は運営管理されていると思います。また知立市には、指定管理者選定審査委員会が設置されておまして、正常にこれも働いて機能されているというふうに考えております。

また防災対策を強化してくださいということですが、防災対策はこれでよしというこれは最終点はないかと思います。これは毎回毎回、毎年毎年、日々防災対策というのはこれは強化していかなければなりません、今回の提案にもありますように、防災会議条例の改正、また消防団条例への改

正、また知立市では、最近、平成26年度3月修正におきまして、知立市地域防災計画の見直しがされております。そういうことから、今回の陳情に対しては、我が党は不採択をお願いいたします。

○川合委員長

ほかに御意見は。

○久田委員

私は賛成の立場で一言述べさせていただきます。

この4つを読ませていただきまして、3番目の民営化、民間委託等は行わない。これはある意味では、私は民営化ということも大切だと思います。特に4番目の南海トラフ巨大地震に備えて、地域防災計画の見直し、高齢者、障がい者、子供など、住民の安全な避難など、地域の防災対策を強化してください。これは十分理解できるということで賛成でお願いしたいと思います。

○川合委員長

ほかに御意見ありませんでしょうか。

○神谷委員

それでは、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

この陳情者の言われている前段のほうでございますけれども、基本的人権を守る、平和で健康的な文化的な生活の保障の趣旨を踏まえて地方行政を推進する。これは基本的に賛成するところでございますが、1番、これは民間より低い初任給の引き上げということでもありますけれども、ちょっとこれ民間より低い、一括りにしすぎで乱暴のかなという気がいたします。私も平成25年度の厚生労働省が発表した賃金構造基本統計調査というものを見させていただきましたけれども、知立市の基本給が、民間大企業、中小企業、小企業とありますけれども、大企業に比べると低いですが、中小に比べて格段低いというふうには考えておりません。

2番、住民サービスの向上のため、全て正規職員ということでございますけれども、これも財政上のことで、これ現実的じゃないなという気がいたします。

また3番の民営化、民間委託の件でございますけれども、先ほども言われた委員がおりましたけれども、民間委託ですね、指定管理者制度などがようやく定着してきて効果を上げている現段階で、またこれを全て直営でやるということは、これも現実的じゃないと思います。

4番の南海トラフの巨大地震に備えて、これは全体的に評価するところではありますけれども、1、2、3、この辺が現実的じゃないということで不採択とさせていただきます。

以上です。

○川合委員長

ほかに御意見ありませんでしょうか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、採決します。

陳情第22号について、採決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に、陳情第22号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、陳情第22号 憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第27号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○明石委員

陳情第27号に対しまして、採択の立場から意見

を述べさせていただきます。

この陳情におきましては、昨年、また一昨年も同様に陳情を行われまして、私どもは賛成をさせていただいております。少人数学級、またさらなる拡充という点では、当市もその点で進めておりますので、採択をお願いいたします。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんでしょうか。

○中野委員

陳情第27号につきまして、市政会を代表して採択の立場で発言をさせていただきます。

本陳情の内容につきましては、毎年陳情されておるとい内容ではございますが、少人数学級につきましては、本来、国や県の施策として行うべきであるものと考えており、また、この財政が厳しい折での市単独でのさらなる上乘せの実施というのは、検討を要するものがあるんですが、本陳情の趣旨としまして、国庫負担率の改善に対する意見、そういったことを鑑みまして、採択ということでお願いいたします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

○久田委員

私も採択の立場でお願いしたいと思います。

これも毎年採択されておりますし、この陳情、趣旨を読みましても、未来を担う子供たちが、夢や希望を持ち、成長していくことは全ての国の切なる願いであるとか、あるいは、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定実施が不可欠だというようなことが述べられておりまして、十分賛成できる内容でございますので、採択でお願いします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

○中島委員

採択でお願いしたいと思います。

これは碧海教職員組合、先ほどこちょっと教育長に伺ってましたが、高浜市と知立市の先生方が組織する組合ということであるようであります。毎

年、同じ同種類のものが提出をされます。現場からは、やはり教員の増員というものは、多分、非常に強い要望であろうというふうに思います。先生方大変忙しい実情というのもの、これまでアンケート等とられた中でも明らかになっておりますし、そういった意味でも、もっと定数の拡大ということで願っていらっしゃるだろうというふうに思っております。

特に、ここで知立市の先生方も入っているという中で、特別支援、それから日本語教育を必要とする子供が多いということも陳情の流れを具体的に示されながら、ぜひともということで、改善を求める意見書となっております。少人数学級については、これは特に国にしっかりとできるように増員してほしいという立場でこれは書かれているわけでありまして。そのことでは、誰も異議を唱える方はいらっしゃらないということを思いますが、知立市も独自に頑張っていたいただいているという中身ですが、国にこれが届いて、知立市の荷が少しでも軽くなって、もっといろんな教育にお金が使えようになれば、さらにいいだろうなということを願っているわけでありまして。

義務教育の国庫負担制度の堅持ということも非常に重要な問題でありまして、やはり国の支援を教育の先生方を配置する上での支援をしっかりと拡充してほしいという、その願いを込めて出された陳情に対して、私は賛成し、また国へ意見書上げることを賛成したいと思います。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

○神谷委員

民友クラブとして、この陳情につきまして、過去にも一貫してこの内容については同意をさせていただいておりますので、採択でお願いいたします。

以上です。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第27号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、陳情第27号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第28号 新聞の軽減税率に関する陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○中野委員

陳情第28号につきまして、市政会を代表しまして採択の立場で発言をさせていただきます。

この日本の新聞の特徴といたしまして、インターネットが普及してきているこの世の中とはいえ、戸別配達による購読率の高さは特筆すべきものがあると言えるかと思えます。また、この購読率の高さが私たちの日本人の識字率を高めているそういった要因の1つであるとも考えます。

これは、ある意味、先祖代々積み重ねてきた日本の誇れる文化かなとも言えると思えます。この生きた情報を、インターネットが普及したとは言え、世代間のデジタル情報の格差も関係なしに、生きた情報を安価で手軽に手に入れることができるということから、本陳情につきまして、採択ということをお願いしたいと思います。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

○明石委員

では、陳情第28号採択の立場で意見を述べさせていただきます。

我が党は、消費税10%引き上げと同時にこの軽

減税率を導入することを目指しまして、現在もことし12月に示されます、税制大綱に向けまして、新聞はもちろんのこと、出版物も対象に加えるよう、対象品目の検討中でございます。よって、今回の陳情に対しまして、採択をお願いいたします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

○久田委員

私も賛成の立場でお願いいたします。

先ほども説明がありましたように、新聞というのは、社会の多様な状況等を容易に手に入れたり、情報を知るということでは非常に重要であります。また消費税が5%から8%に上がったということで、夕刊をとる方が減ってきたということも聞いております。そして、またこの陳情書にも書いてありますように、今後、さらなる消費税増税になれば、新聞離れがさらに加速する懸念があるというようなことから、こういうことを考えまして、この陳情書に賛成でお願いいたします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

○中島委員

私も賛成の立場で採択を主張したいと思えます。

ここに書いてあります国民の知的インフラという言い方をしていच्छゃいます。まさにこのインフラいろいろありますけれども、知的インフラということはすばらしいことだなというふうに思います。海外では戸別に配達するというような習慣すらないと、ほとんどのところが出向いて行って購入する新聞というような、討論の中で日本は本当に戸別に配達をしているというのが非常に特徴的だし、だからこそ、また多くの方が読むこともできる。配達料も含めてということになると、そこで少し高いのか、それは海外と比較をしたことはございませんけれども、やはり国民の知的インフラを高めるための役割というのが、今の民主主義国家の中で、情報をしっかりとつかむためのツールとしてどうしても不可欠なものであろうというふうに思います。教育とか、福祉とかにも非課税という分野があります。こういった知的イン

フラというところについても、非課税の分野に加えるべきではないか、このように思いますので、この陳情に賛成をいたします。

○川合委員長

ほかに御意見は。

○神谷委員

私も採択の立場で意見を申し上げます。

先ほど陳情者、民主主義を支える公共財として新聞があるんだということを申されました。また、今、軽減税率全体の議論も国で議論されているところがございます。新聞の高い公共性を考えると、これ先ほどもありましたけれども、ヨーロッパのほとんどの国、ブルガリア、リトアニア、スロバキア以外の国はほとんど新聞に対して軽減税率を適応しているということでもありますので、日本としても、しっかりと軽減税率を適応していただいたらいいなと思ひまして、賛成の立場とさせていただきます。

以上です。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第28号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、陳情第28号 新聞の軽減税率に関する陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第29号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件を議題

とします。

御意見がありましたら、御発言ください。

○明石委員

今回の陳情、第29号、また第30号、第31号、3つまとめて一括して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

毎年毎年、この件に関しましては採択させていただいております。もちろん、この私学助成、今、公立は無料になりましたけれども、私学のほうに対しても無料とはいきませんが、こういったことには賛成であります。よって、賛成、採択をお願いいたします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

○池田滋彦委員

市政会を代表しまして、採択をお願いいたします。

先ほども述べられておりますように、一貫性、この過去にも同じような陳情が出されております。よって、第29号、第30号、第31号、3つ一貫して賛成とさせていただきますので、採択をお願いします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

○久田委員

私もこれ毎回出される陳情書で、毎回採択の立場でありますので、今回も採択をお願いいたします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか

○中島委員

私も賛成の立場で少々意見を述べさせていただきます。

過去一貫してという話もありましたが、いろいろ情勢が変わっておりまして、高校の無償化ということが出てきた。私学に対しても多いのは支援をしようという、こういうものが出てきたという、このところが最近の情勢ということだと思います。

それにしても公私格差というものは、やはり温

存されているということで、やはり教育の機会均等という立場からも、私学へもう少し援助しなければならぬと、こういうものが書かれております。本当に私学というのは、入学する当時、ここにも書いてありますが、64万円というお金がかかるというようなことや、全体的な支援はあっても、こういうところへの支援が薄いということになると、入るにも入れない。そして選択をするにもやはり公私自由に選ぶわけですけれども、私学に行きたい人も、やはりお金がなければ公立しかだめというような結果にもなると。公立に行きたい人もたくさんいるわけですけれども、私学でも特徴的なところに行きたいと、でもお金が高いから行かれないという意味で言うと、やはり選択の自由というものが狭められている、経済的な問題があるということで、やはり公私の格差、是正ということを中心に訴えておられるこの陳情に対して、賛成といたします。第30号、第31号、国、県ということで、それぞれ同趣旨で上上げる意見書ということで賛成といたします。

○川合委員長

ほかに御意見は。

○神谷委員

子どもの会派といたしましても、このことにつきましては、長年、これは採択させていただいております。そして、また陳情第29号、第30号、第31号につきまして、それも関連いたしますので、この3件につきまして、採択ということで同意をさせていただきます。

以上です。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第29号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、陳情第29号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第30号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見ございませんか。

先ほどお聞きしましたので、このまま次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第30号について、採択することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、陳情第30号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第31号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

この件も先ほど御意見を頂戴いたしましたので、そのまま次に自由討議に入ります。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第31号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、陳情第31号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の文案について御協議願います。

陳情第27号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

陳情第28号 新聞の軽減税率に関する陳情書の意見書文案については、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

陳情第30号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書文案については、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第31号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の原案につきましては、提出者を副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。

午後1時29分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成27年 3月 10日

知立市議会企画文教委員会

委員長 川合 正彦